

岩手県告示第306号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和7年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立二戸病院	二戸市堀野字大川原毛38番地2	令和10年4月30日
総合花巻病院	花巻市御田屋町4番56号	〃